

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年1月19日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局管理規程第8号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の11」を「第32条の12」に改める。

第4条第1項中「結果を」の右に「文書により」を加え、「とともに、」を「ものとする。この場合において、当該資格を有しないと認める旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記するものとする。また、」に改める。

第24条第1項中「結果を」の右に「文書により」を加え、「とともに、」を「ものとする。この場合において、当該資格を有しないと認める旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記するものとする。また、」に改める。

第32条の11第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第6号中「第32条の6第2項」を「第32条の7第2項」に改め、第5章中同条を第32条の12とする。

第32条の10第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第7号中「第32条の4第1項」を「第32条の5第1項」に改め、同条を第32条の11とする。

第32条の9を第32条の10とする。

第32条の8各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 電子入札システムを使用して契約の手続を行う場合にあつては、その使用に関する事項

第32条の8を第32条の9とし、第32条の7を第32条の8とする。

第32条の6第1項中「第32条の4第1項」を「第32条の5第1項」に改め、同条を第32条の7とする。

第32条の5各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「(特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。以下同じ。)」及び「(同条第3号に規定する特定役務をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第32条の6とする。

第32条の4第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条を第32条の5とす

る。

第32条の3第1項本文中「24日前」の右に「（最初の契約に係る公告において当該契約以外の契約に係る公告を24日前までに行う旨を公告した場合に限る。）」を加え、同条を第32条の4とする。

第32条の2中「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「」、 「」という。）」及び「これらの規定による資格の審査の申請（以下「」、 「」という。）」を削り、同条を第32条の3とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（競争入札の参加者の資格に関する公告）

第32条の2 管理者は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれる場合に第2条第1項又は第22条第1項の規定による公告をするときは、これらの規定に規定する資格のほか、次に掲げる事項についても公告するものとする。

- (1) 調達をする物品等（特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。以下同じ。）又は特定役務（同条第3号に規定する特定役務をいう。以下同じ。）の種類
- (2) 当該資格の有効期間及び当該有効期間の更新の手続並びに当該資格に関する文書入手するための手段
- (3) 第3条又は第23条の規定による申請（以下「資格審査の申請」という。）の方法

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部財務課）